(平成27年3月31日決裁)

各務原市一般不妊治療費助成金交付要綱(平成26年3月31日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般不妊治療を受けている夫婦に対し当該治療に要する費用の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的又は精神的な負担の軽減を図り、もって少子化対策の推進を図るため、一般不妊治療費助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「一般不妊治療」とは、診療科名中に産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科又は皮膚泌尿器科を有する病院又は診療所(以下「医療機関」という。)において不妊症の治療として行うもののうち、人工授精に係る治療(医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。)に基づく給付の対象とならないものに限る。)で次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供を受けて行うもの
 - (2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮へ医学的な方法により注入して行うもの
 - (3) 体外受精及び顕微授精に係るもの

(交付対象者)

- 第3条 助成金の交付対象となる者は、一般不妊治療を行った者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1)婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む。)にある夫婦(以下「夫婦」という。)であること。
 - (2) 夫婦の双方又は一方(事実上の婚姻関係にある夫婦にあっては、当該夫婦の双方)が一般不妊治療を受けたとき及び第5条の規定により申請をするときにおいて市内に住所を有すること。
 - (3)他の地方公共団体で同一の一般不妊治療に係る助成を受けないこと。
 - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条に規定する医療扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項第3号

に規定する医療支援給付を受けている世帯に属する者でないこと。

- 第4条 助成金の額は、別に定める一般不妊治療に要した費用(医師からの処方により院外処方を受けた薬局等に支払う費用を含む。)の2分の1の額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 助成金の額は、次項に規定する1の助成期間につき夫婦で10万円(1の年度(3 月診療分から翌年2月診療分までをいう。)において5万円)を限度とする。
- 3 助成金の交付対象となる期間(以下「助成期間」という。)は、一般不妊治療に係る事前の検査を開始した日の属する月から24月間(他の地方公共団体が行った助成に係る期間を含む。)とする。ただし、医師の診断に基づき、やむを得ず一般不妊治療を中断した期間は通算しないものとし、当該中断期間のうち助成対象とならなかった月数を延長できるものとする。
- 4 一般不妊治療を受けている夫婦が挙児を得た後、再び一般不妊治療を受けるときは、助成期間を新たに設けるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める申請書に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の適否を決定し、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の返環)

第7条 市長は、虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市一般不妊治療費助成金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた一般不妊治療から適用し、同日前に受けた一般不妊治療については、なお従前の例による。
- 3 改正前の各務原市一般不妊治療費助成金交付要綱の規定により助成金の交付を受けた者に係る新要綱第4条第3項の規定の適用は、同項中「一般不妊治療に係る事

前の検査を開始した日の属する月」とあるのは「平成27年4月」とする。

附 則(令和2年8月25日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市一般不妊治療費助成金交付要綱の規定は、令和2年度の予算に 係る一般不妊治療費助成金から適用する。

附 則(令和3年8月20日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市一般不妊治療費助成金交付要綱の規定は、令和3年度の予算に 係る一般不妊治療費助成金について適用する。

附 則(令和4年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。